

千葉県医師修学資金貸付の 手引き

- 本制度に関して、不明な点がありましたらお問い合わせください。

千葉県健康福祉部医療整備課 医師・看護師確保推進室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話：043-223-3883

E-mail：d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp

- 千葉県ホームページで、本制度について紹介しています。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/ishi/ishikakuho/gakusei/kashitsuke.html>

目次

| | | |
|-----------------------------|---------------------------------|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 制度の概要 | 1 |
| 3 | 貸付の対象 | 2 |
| 4 | 貸付金額 | 2 |
| 5 | 貸付期間 | 2 |
| 6 | 貸付の申請 | 2 |
| 7 | 連帯保証人 | 3 |
| 8 | 貸付決定・修学資金の振込 | 3 |
| 9 | 貸付けの決定の取り消し | 4 |
| 10 | 返還 | 4 |
| 11 | 延滞利子 | 4 |
| 12 | 返還の猶予 | 5 |
| 13 | 返還の免除要件 | 5 |
| | （1）長期支援コース・ふるさと医師支援コースの貸与を受けた場合 | 5 |
| | （2）集中支援コースの貸与を受けた場合 | 10 |
| | （3）その他 | 10 |
| 14 | 各種届出等 | 11 |
| | 在学中に行うもの | 13 |
| | 貸付が終了したとき | 14 |
| | 医師免許取得後 | 15 |
| | 病気、事故等が生じた場合 | 17 |
| 15 | Q&A | 18 |
| 16 | 住基ネットを使用した本人情報の確認について | 21 |
| | 千葉県医師修学資金貸付条例 | 22 |
| | 千葉県医師修学資金貸付条例施行規則 | 26 |
| | 本制度に関する様式 | 29 |
| ○平成27年3月改正後（ふるさと医師支援コース創設等） | | |
| | 千葉県医師修学資金貸付条例 | 49 |
| | 千葉県医師修学資金貸付条例施行規則 | 53 |
| | 本制度に関する様式（改正した様式のみ掲載） | 56 |

1 はじめに

千葉県では、医学を学ぶ大学生を対象に、将来、千葉県で医師として働いていただくことを目的として、医師修学資金貸付制度を実施しています。

修学資金を借り受けた方は、医師免許取得後に一定期間、千葉県内の指定する医療機関に勤務した場合、その全額が返還免除になります。

皆様には、将来の千葉県の医療を担う立派な医師となって、県内各地で活躍していただくことを願っています。

2 制度の概要

| | 長期支援コース | ふるさと医師支援コース | 集中支援コース |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|
| 貸付対象 募集人数 | 千葉大学医学部生：20名 日本医科大学医学部生：3名 順天堂大学医学部生：4名 帝京大学医学部生：5名 東邦大学医学部生：5名 | 10名 千葉県出身者で、県外の大学医学部に入学した方 | ※平成26年度より、 新規募集を行いません。 |
| 貸付金額 | ○国公立大：月額15万円 ○私立大：月額20万円 (平成27年度より新規に貸付を受ける場合) | 月額15万円 (国公立大・私立大共通) | 月額5万円 ※平成25年度末時点で既に貸付けを受けている方のみ |
| 貸付期間 | 正規の修学期間を経過するまでの期間 | | |
| 診療科 | 指定なし | | 内科、外科、産科、産婦人科、小児科、麻酔科、救急科のいずれか |
| 返還免除 | 医師免許取得後、貸付期間の1.5倍の期間、知事が定める病院に勤務したとき | | 医師免許取得後、4年間、知事が定める病院に勤務したとき |
| 返還の猶予期間 | 医師免許取得後、最大で4年間 (出産や育児等での休暇、大学院博士課程への進学、他県での臨床研修、海外留学などが可能です。) | | 原則ありません。 |
| キャリアアップ支援 | 各大学での支援のほか、「千葉県地域医療支援センター」の専任医師であるキャリアコーディネータが、医師としてのキャリア形成を支援します。 また、専門医の取得などが図れるよう配慮していきます。 | | |

3 貸付の対象

| | |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長期支援コース | 大学(※1)において、医学を履修する課程に在学している者であって、将来県内の病院又は診療所において医師の業務に従事しようとするもの。 |
| ふるさと医師支援コース | <p>県外に所在する大学において医学を履修する課程に在学している者(※)であって、将来県内に病院又は診療所において医師の業務に従事しようとするもの</p> <p>(※)以下のいずれかに該当する方となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県内に住所を有する者 ・大学に入学するために住所を変更した者であって、当該変更をした日前の一年間千葉県内に住所を有していた者 ・千葉県内に所在する高等学校等(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専修学校の高等課程)を卒業し又は修了した者 ・二親等以内の親族が千葉県内に住所を有する者 |

※1 千葉大学、順天堂大学、日本医科大学、帝京大学及び東邦大学

4 貸付金額(平成27年度からの新規貸付)

| | 長期支援コース | ふるさと医師支援コース |
|------|-----------------------------|------------------------|
| 貸付金額 | 月額15万円 (私立大学の場合は、月額20万円) | 月額15万円 (国公立大・私立大共通) |
| 利子 | 無利子 | |

5 貸付期間

原則として、1年次4月から6年次3月までの6年間です。

なお、学士編入者の場合は、3年次4月から6年次3月の4年間となります。

6 貸付の申請

(1) 長期支援コースの場合

本コースの申請は、大学の推薦を受けた方が行うことができます。

- ①修学資金貸付申請書
- ②誓約書
- ③推薦書
- ④連帯保証人の印鑑証明書(2名分)
- ⑤健康診断書(申請日の3か月以内に発行されたもの)

※ 推薦書は、学長又は学部長により発行されます。大学ごとに推薦者を決定する方法が異なりますので、詳細については大学にお問い合わせください。

(2) ふるさと医師支援コースの場合

①修学資金貸付申請書（第1号様式）

②誓約書（第2号様式）

③連帯保証人の印鑑証明書

④健康診断書（申請日の3か月以内に発行されたもの）

⑤大学在学証明書

⑥千葉県出身者を証明する書類

i) ~iv) のいずれかに該当するもので、下線書類（申請日の3か月以内に発行されたもの）のいずれかを提出してください。

i) 現在、申請者が県内に住所を有する場合

住民票の写し

ii) 現在、申請者が県外に住所を有する場合

住民票の写し、戸籍の附票、その他公的な証明書により、転居前の千葉県内の住所、転居前の1年間県内に住所を有していたことがわかるもの

iii) 千葉県内の高等学校等を卒業した者

当該学校の卒業証明書

iv) 二親等以内の親族が県内に住所を有している者

住民票の写し、戸籍謄本、その他公的な証明書により、申請者と親族との続柄及びその親族の住所が確認できるもの

⑦小論文

テーマについては、募集年度の「ふるさと医師支援コース募集要項」を御覧ください。

必要書類は、募集年度により異なる場合がありますので、御注意ください。

7 連帯保証人

連帯保証人2名が必要です。

成年者で独立の生計を営むもの（修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、当該未成年者の法人である法定代理人を含む。）とし、申請者が未成年者であるときは、そのうち1名を法定代理人としなければなりません。

8 貸付決定・修学資金の振込

県での審査の上、貸付けの可否を決定し、その旨を本人に通知します。

なお、毎月の修学資金は、申請時に本人が指定した本人名義の口座に振り込まれます。

9 貸付けの決定の取り消し

- (1) 次のいずれかに該当する事由が生じたときは、貸付けの決定を取り消すものとします。
この場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から、修学資金の貸付けを行いません。
- ① 死亡したとき。
 - ② 退学したとき。
 - ③ 心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。
 - ④ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - ⑤ その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。
- (2) 借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は当該処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸付けを行いません。
- (3) 借受人が正当な理由がなくて、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留します。

10 返還

次のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、借り受けた修学資金を、一括で返還しなければなりません。

- (1) 貸付期間が満了したとき。
- (2) 修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- (3) 知事が定める病院での勤務による返還の免除を受ける前に、死亡したとき。
- (4) 知事が定める病院での勤務による返還の免除を受けることができないと確定したとき。

※事例ごとに個別に判断することになります。必ずしも全額返還しなくてはならないということではありません。

【参考】 返還の免除について（条例8条）

医師の業務に従事する期間又は初期臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき返還免除されます。

また、借受人が死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することがあります。

11 延滞利子

修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合をもって計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければなりません。やむを得ない事由があると千葉県知事が認めるときには、延滞利子を減免する場合があります。

12 返還の猶予

以下のいずれかに該当するときは、その事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予します。

- (1) 修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき。
- (2) 知事が定める病院での勤務により、返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。
- (3) 災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。

13 返還の免除要件

(1) 長期支援コース・ふるさと医師支援コースの貸与を受けた場合

大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年3月以内に医師の免許を取得し、修学資金の貸付期間の1.5倍の期間（以下、義務年限（※1）といいます。）に4年を加えた期間（※2）を経過する日までに、県内で初期臨床研修を受け（※3）、県内の知事が定める医療機関（※4）に勤務したとき返還を免除します。

ア （※1） 義務年限について

1年生から6年生まで貸付けを受けた場合、義務年限は9年間となります。

イ （※2） 「4年を加えた期間」について

医師免許取得後、最大で4年間、出産や育児等による休暇、大学院博士課程への進学、他県での研修、海外留学などが行えるよう猶予期間を設けています。

ウ （※3） 初期臨床研修について

県内で初期臨床研修を実施する場合は、義務年限に算定されます。

県内で実施しようとする場合には、マッチングで県内の基幹型臨床研修病院を選択してください。

平成27年4月現在、県内には基幹型臨床研修病院が37病院あります。

| | |
|--------------------------|-----------------------|
| 独立行政法人国立病院機構千葉医療センター | 順天堂大学医学部附属浦安病院 |
| 独立行政法人国立病院機構千葉東病院 | 国保松戸市立病院 |
| 千葉大学医学部附属病院 | 社会医療法人社団木下会千葉西総合病院 |
| 千葉県立病院群（千葉県がんセンター） | 医療法人社団誠警会新東京病院 |
| 千葉市立青葉病院 | 医療法人財団明理会新松戸中央総合病院 |
| 千葉市立海浜病院 | 医療法人社団蛸水会名戸ヶ谷病院 |
| 医療法人社団誠警会千葉メディカルセンター | 東京慈恵会医科大学附属柏病院 |
| 医療法人社団誠警会千葉中央メディカルセンター | 医療法人財団東京勤労者医療会東葛病院 |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会千葉県済生会習志野病院 | 医療法人社団圭春会小張総合病院 |
| 医療法人社団愛友会津田沼中央総合病院 | 成田赤十字病院 |
| 医療法人社団保健会谷津保健病院 | 聖隷佐倉市民病院 |
| 東京女子医科大学附属八千代医療センター | 東邦大学医療センター佐倉病院 |
| 船橋市立医療センター | 日本医科大学千葉北総病院 |
| 医療法人沖縄徳洲会千葉徳洲会病院 | 総合病院国保旭中央病院 |
| 独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院 | 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 |
| 社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会船橋二和病院 | 国保直営総合病院君津中央病院 |
| 独立行政法人国立国際医療研究センター国府台病院 | 独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院 |
| 東京歯科大学市川総合病院 | 帝京大学医ちば総合医療センター |
| | 東京ベイ・浦安市川医療センター |

エ (※4) 知事が定める病院等（特定病院等）について

初期臨床研修修了後の義務年限中に、以下の（ア）及び（イ）の病院で勤務します。

（ア）地域の病院

義務年限中に少なくとも3年間勤務します。（貸付期間4年間の場合は2年間の勤務、貸付期間5年間の場合は2年6ヵ月の勤務となります。）

県が定める「地域の病院」のリストから、ご本人の希望と病院側のニーズを踏まえて、就業先を決定します。なお、「地域の病院」は、医療需要や病院の実情、あるいは本人のキャリアアップを考慮し、適宜検討することとします。

平成27年4月現在、地域の病院は22病院あります。

| | | | |
|------------|-------------------|----------------------|-----------------|
| 千葉地区 | 千葉市桜木園 | 山武 長生 夷隅 地区 | 大網白里市立国保大網病院 |
| 東葛南部 地区 | 市川市リハビリテーション病院 | | さんむ医療センター |
| | 船橋市立リハビリテーション病院 | | 東陽病院 |
| 東葛北部 地区 | 柏市立柏病院 | | 公立長生病院 |
| | 松戸市立福祉医療センター東松戸病院 | | いすみ医療センター |
| 香取海浜 地区 | 千葉県立佐原病院 | 安房地区 | 東千葉メディカルセンター |
| | 国保多古中央病院 | | 鋸南町国民健康保険鋸南病院 |
| | 国民健康保険小見川総合病院 | 南房総市立富山国保病院 | |
| | 東庄町国民健康保険東庄病院 | 鴨川市立国保病院 | |
| | 銚子市立病院 | 君津地区 | 国保直営君津中央病院大佐和分院 |
| | 国保匝瑳市民病院 | 市原地区 | 千葉県循環器病センター |

（イ）後期研修プログラムを有する県内病院

地域の病院での勤務期間以外の義務年限中は、専門医を取得するなどのキャリアアップを図るため、後期研修プログラムを有する県内病院から勤務先を選択できます。

平成24年11月現在、後期研修プログラムを有する病院は136病院あります。

（社団法人日本専門医制評価・認定機構より <http://www.japan-senmon-i.jp/index.html>）

（千葉県医師キャリアアップ・就職支援センター <https://www.dcs-net.org/>）

才 義務年限中における勤務の例

(ア) 義務年限9年間（貸付期間6年間）の場合は13年間以内に県内の知事が定める病院等へ勤務しなくてはなりません。

① 最短9年間で義務年限を消化する場合

| 免許 取得後 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 |
|-----------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 借受人 | 初期臨床研修 | 知事が定める病院等での勤務 | | | | | | | |
| | | 後期研修 + 「地域の病院」勤務 | | | | | | | |
| | 県内の 臨床研修病院 | <ul style="list-style-type: none"> ・後期研修プログラムを有する県内病院 ・「地域の病院」【この間に少なくとも3年間】（後期研修として勤務することも可能） | | | | | | | |
| 義務年限 | | | | | | | | | |

② 県外の臨床研修病院で初期臨床研修を受けた場合

| 免許 取得後 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 | 11年目 |
|-----------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 借受人 | 初期臨床研修 | 知事が定める病院等での勤務 | | | | | | | | | |
| | | 後期研修 + 「地域の病院」勤務 | | | | | | | | | |
| | 県外の 臨床研修病院 | <ul style="list-style-type: none"> ・後期研修プログラムを有する県内病院 ・「地域の病院」【この間に少なくとも3年間】（後期研修として勤務することも可能） | | | | | | | | | |
| (※) | | 義務年限 | | | | | | | | | |

※ 県外の臨床研修病院で臨床研修を受ける場合、義務年限に数えません。

この場合は、「4年を加えた期間」の扱いとなり、2年間で消化したことになります。

③ 県外の後期研修プログラムを有する病院で後期研修を受けた場合

| 免許 取得後 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 | 11年目 | 12年目 | 13年目 |
|-----------|-------------------|----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|------|------|------|------|
| 借受人 | 初期 臨床研修 | 後期研修 | | | | | 知事が定める病院等での勤務 | | | | | | |
| | | | | | | | 県内の病院等で勤務 「地域の病院」で勤務 | | | | | | |
| | 県内の 臨床研修 病院 | 県外の後期研修 プログラムを 有する病院 | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・後期研修プログラムを有する県内病院 ・「地域の病院」 【この間に少なくとも3年間】 | | | | | | |
| 義務年限 | | (※) | | | | | 義務年限 | | | | | | |

※ 県外の後期研修プログラムを有する病院で後期研修を受けた場合、義務年限に含めません。

この場合は、「4年を加えた期間」の扱いとなります。

④ 4年間、県内の病院で後期研修を受けた後、サブスペシャリティ領域の研修を受けた場合

| 免許 取得後 | 1 年目 | 2 年目 | 3 年目 | 4 年目 | 5 年目 | 6 年目 | 7 年目 | 8 年目 | 9 年目 | 10 年目 | 11 年目 | 12 年目 | 13 年目 |
|-----------|-------------------|---------|----------------------------|---------|---------|---------|------------------------------------------|---------|---------|----------------|----------|----------|----------|
| 借受人 | 初期 臨床研修 | | 後期研修 | | | | サブスペシャリティ領域 研修 | | | 「地域の病院」で 勤務 | | | |
| | 県内の 臨床研修 病院 | | 県内の後期研修 プログラムを 有する病院 | | | | サブスペシャリティ領域 研修プログラムを有する 病院（県内外問わず） | | | 3年間 | | | |
| | 義務年限 | | | | | | （※） | | | 義務年限 | | | |

※ 県外でサブスペシャリティ領域研修を受ける場合、義務年限に数えません。

この場合は、「4年を加えた期間」の扱いとなります。

「地域の病院」でサブスペシャリティ領域研修を受けた場合は、義務年限へ算入できます。

⑤ 初期臨床研修を受けた後、出産、育児等で勤務を中断した場合

| 免許 取得後 | 1 年目 | 2 年目 | 3 年目 | 4 年目 | 5 年目 | 6 年目 | 7 年目 | 8 年目 | 9 年目 | 10 年目 | 11 年目 | 12 年目 | 13 年目 |
|-----------|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|------------------|---------|---------|----------|----------|----------|----------|
| 借受人 | 初期 臨床研修 | | 出産・育児等 | | | | 知事が定める病院等での勤務 | | | | | | |
| | 県内の 臨床研修 病院 | | | | | | 後期研修 + 「地域の病院」勤務 | | | | | | |
| | 義務年限 | | | | | | （※） | | | | 義務年限 | | |

※ 出産・育児等で勤務しなかった場合は、義務年限に含みません。

この場合は、「4年を加えた期間」の扱いとなります。

⑥ 大学院で専ら研究活動を行う場合

| 免許 取得後 | 1 年目 | 2 年目 | 3 年目 | 4 年目 | 5 年目 | 6 年目 | 7 年目 | 8 年目 | 9 年目 | 10 年目 | 11 年目 | 12 年目 | 13 年目 |
|-----------|-------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|----------|
| 借受人 | 初期 臨床研修 | 大学院へ進学 | 知事が定める病院等での勤務 | | | | | | | | | | |
| | | | 後期研修 + 「地域の病院」勤務 | | | | | | | | | | |
| | 県内の 臨床研修 病院 | | <ul style="list-style-type: none"> ・後期研修プログラムを有する県内病院 ・「地域の病院」【この間に少なくとも3年間】 (後期研修として勤務することも可能) | | | | | | | | | | |
| 義務年限 | (※) | | | | | 義務年限 | | | | | | | |

※ 大学院で専ら研究活動を行う場合は、義務年限に含みません。

この場合は、「4年を加えた期間」の扱いとなります。

(イ) 学士入学者は、義務年限6年間（貸付期間4年間）の場合は10年間以内に県内の知事が指定する医療機関へ勤務しなくてはなりません。

① 最短6年間で義務年限を過ごす場合

| 免許 取得後 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 |
|-----------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 借受人 | 初期臨床研修 | 知事が定める病院等での勤務 | | | | |
| | | 後期研修 + 「地域の病院」勤務 | | | | |
| | 県内の 臨床研修病院 | <ul style="list-style-type: none"> ・後期研修プログラムを有する県内病院 ・「地域の病院」【この間に少なくとも2年間】（後期研修として勤務することも可能） | | | | |
| 義務年限 | | | | | | |

② 後期研修を充実させたい場合

| 免許 取得後 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10 年目 |
|-----------|---------------|-----|-----------------------|-----|--------------------------------|-----|-----|-----|-----------------|----------|
| 借受人 | 初期臨床研修 | | 後期研修 | | | | | | 「地域の病院」 での勤務 | |
| | 県内の 臨床研修病院 | | 後期研修プログラムを有する 県内病院 | | 後期研修プログラムを有する 病院（県内、県外問わない） | | | | 2年間 | |
| | 義務年限 | | | (※) | | | | | 義務年限 | |

(※) 後期研修3年目以降は、義務年限に含みません。

(「地域の病院」で後期研修を行う場合を除く)

(2) 集中支援コースの貸与を受けた場合

大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して、1年3月以内に医師の免許を取得し、その直後の4年間、県内において臨床研修を受け (※1)、かつ、知事が定める病院又は診療所（特定病院等） (※2) の特定診療科 (※3) において医師の業務に従事したときに、返還を免除します。

ア (※1) 初期臨床研修について

県内の基幹型臨床研修病院で実施しなければなりません。

マッチングでは、該当する病院を選択してください。

平成27年3月現在、県内には基幹型臨床研修病院数が37病院あります。(P6のとおり)

イ (※2) 知事が定める病院又は診療所（特定病院等）について

特定診療科に係る後期研修プログラムを有する県内の病院とします。

ウ (※3) 特定診療科について

内科、外科、産科、産婦人科、小児科、麻酔科、救急科のいずれかで従事します。

エ 医師免許取得後の勤務の流れ

| 免許取得後 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 |
|-------|-----------|-----|-------------------------------|-----|
| 借受人 | 初期臨床研修 | | 知事が定める病院等での勤務 | |
| | | | 後期研修（特定診療科） | |
| | 県内の臨床研修病院 | | 特定診療科に係る 後期研修プログラムを有する県内病院 | |
| 義務年限 | | | | |

(3) その他

医師の業務に従事する期間又は初期臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき返還免除されます。

また、借受人（医学生、医師、大学卒業後から医師免許取得までの期間中の者）が死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除されます。

14 各種届出等について

(1) 在学中に行うもの

| 時期 | 必ず提出するもの | 随時提出するもの |
|------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 学年 (3月末日時点) | 現況報告書 | ★氏名や住所に変更があった時 → 氏名(住所)変更届 |
| 2 学年 (3月末日時点) | 現況報告書 | ★連帯保証人の変更、連帯保証人の住所に変更があった時 → 連帯保証人変更届 |
| 3 学年 (3月末日時点) | 現況報告書 | 印鑑証明書 (連帯保証人変更の場合) |
| 4 学年 (3月末日時点) | 現況報告書 | ★大学を退学するとき → 大学退学届 |
| 5 学年 (3月末日時点) | 現況報告書 | ★貸付を辞退するとき → 修学資金貸付辞退届 |
| 6 学年 (3月末日時点) | 現況報告書 | ★大学を休学・停学するとき → 大学休学(停学)届 |
| 貸付終了時 | 修学資金借用証書 | ★大学に復学するとき → 大学復学(停学期間満了)届 |

(2) 卒業後に行うもの

(例) 在学中に6年間の貸付を受け、卒業年に医師免許を取得し、県内で臨床研修を実施し、2つの病院に勤務した場合。

| | 時期 | 必ず提出するもの | 随時提出するもの |
|---------------|----------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸付 終了 | 卒業時 | 返還猶予申請書 | ★臨床研修を中断・再開するとき（研修病院を変更して研修を再開すると前提とするもの） → <u>臨床研修中断等届</u> |
| 臨床 研修 | 就業時 （臨床研修開始時） | 臨床研修開始等届（開始） 免許証（写）又は登録済証明書 | ★海外留学、出産・育児等により、一定期間、医師業務に従事しない場合 → <u>臨床研修中断等届</u> |
| | 卒業後1年 （3月末日時点） | 現況報告書 | |
| | 卒業後2年 （3月末日時点） | 現況報告書 | |
| | 臨床研修修了時 | 臨床研修開始等届（修了） | |
| 病院 勤務 ① | 病院に勤務する時 （開始の3か月前まで） | 医師業務従事開始届 | ★氏名や住所に変更があった時 → <u>氏名（住所）変更届</u> ★連帯保証人の変更、連帯保証人の住所に変更があった時 → <u>連帯保証人変更届</u> <u>印鑑証明書</u> （連帯保証人変更の場合） |
| | 卒業後3年 （3月末日時点） | 現況報告書 医師業務従事期間証明書 | |
| | 卒業後4年 （3月末日時点） | 現況報告書 医師業務従事期間証明書 | |
| | 卒業後5年 （3月末日時点） | 現況報告書 医師業務従事期間証明書 | |
| | 病院を退職するとき | 臨床研修中断等届（退職） 医師業務従事期間証明書 | |
| 病院 勤務 ② | 新たな病院で勤務する時 （開始の3カ月前まで） | 医師業務従事開始届 | |
| | 卒業後6年 （3月末日時点） | 現況報告書 医師業務従事期間証明書 | |
| | 卒業後7年 （3月末日時点） | 現況報告書 医師業務従事期間証明書 | |
| | 卒業後8年 （3月末日時点） | 現況報告書 医師業務従事期間証明書 | |
| | 卒業後9年 （3月末日時点） | 現況報告書 医師業務従事期間証明書 | |
| | 返還免除の要件を 満たした時 | 返還免除申請書 | |

在学中に行うもの

(1) 現況報告書 【毎年必ず提出します】

借受人は、修学資金の返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年3月31日現在の現況報告書を当該年の4月30日までに提出しなければなりません。

| 提出書類 | 作成時点 | 提出期限 | 届出者 |
|-------|-----------|-------|-----|
| 現況報告書 | 毎年3月31日現在 | 4月30日 | 借受人 |

(2) 次の事由に該当する場合は、届出が必要になります。

| 事由 | 届出者 | 提出書類 |
|---------------------|----------------|-----------------------------|
| 借受人の氏名又は住所に変更があったとき | 借受人 | 氏名（住所）変更届 |
| 連帯保証人を変更するとき | 借受人（新連帯保証人も連署） | 連帯保証人変更届 変更後の連帯保証人の印鑑証明書 |
| 連帯保証人の住所に変更があったとき | 借受人（連帯保証人も連署） | 連帯保証人変更届 |

(3) 貸付停止に係る届出について

次のいずれかに該当する事由が生じたとき、借受人は知事への届出が必要となります。

| 事由 | 届出者 | 提出書類 |
|--------------|-----|---------------|
| 休学したとき | 借受人 | 大学休学（停学）届 |
| 停学の処分を受けたとき | 借受人 | 大学休学（停学）届 |
| これらの事由がやんだとき | 借受人 | 大学復学（停学期間満了）届 |

(4) 貸付取り消しに係る届出について

以下のいずれかに該当する事由が生じたときは、貸付けの決定を取り消します。

この場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から貸付けを行いません。

| 事由 | 届出者 | 提出書類 |
|-----------------|-------------------|-----------|
| 退学したとき | 借受人 （連帯保証人も連署） | 大学退学届 |
| 修学資金の貸付けを辞退するとき | 借受人 | 修学資金貸付辞退届 |

貸付が終了したとき

(1) 借用証書の提出

借受人は、修学資金の貸付けの事実がやんだときは、直ちに修学資金借用証書を知事に提出しなければなりません。

| 提出するとき | 届出者 | 提出書類 |
|--------------|---------------|----------|
| 貸付けの事実がやんだとき | 借受人（連帯保証人も連署） | 修学資金借用証書 |

(2) 返還届

修学資金を返還しようとするものは、修学資金返還届を提出しなければなりません。

| 事由 | 届出者 | 提出書類 |
|---------------------|----------------------|---------|
| 貸付期間が満了したとき | 借受人 又は 借受人の相続人 | 修学資金返還届 |
| 修学資金の貸付けの決定が取消されたとき | | |

(3) 返還の猶予

修学資金返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書を提出しなければなりません。

| 事由 | 届出者 | 提出書類 |
|------------------------------------|-----|-------------|
| 特定病院等での勤務により、返還の債務の免除を受けようとするとき | 借受人 | 修学資金返還猶予申請書 |
| 修学資金の貸付けの決定を取消された後も引き続き大学に在学しているとき | | |

医師免許取得後

(1) 現況報告書 【毎年必ず提出してください】

借受人は、修学資金の返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年3月31日現在の現況報告書を当該年の4月30日までに提出しなければなりません。

なお、1年以内に特定病院等で医師の業務に従事した期間がある者は、医師業務従事期間証明書を添付する必要があります。

| 作成時点 | 提出期限 | 届出者 | 提出書類 |
|-----------|-------|-----|---------------------------------------------------|
| 毎年3月31日現在 | 4月30日 | 借受人 | ・ 現況報告書 ・ 医師業務従事期間証明書（特定病院等で医師の業務に従事した期間がある場合） |

(2) 臨床研修に関する届出

臨床研修の開始等の際し、届出が必要となります。

| 事由 | 届出者 | 提出書類 |
|-------------------------------------------|-----|----------|
| 臨床研修を開始したとき、修了したとき、休止したとき、再開したとき | 借受人 | 臨床研修開始等届 |
| 臨床研修を中断するとき (研修病院を変更して研修を再開すると前提とするもの) | 借受人 | 臨床研修中断等届 |
| 医師免許取得した年の4月に開始しないとき | 借受人 | 臨床研修中断等届 |

(3) 病院勤務に関する届出

| 事由 | 届出者 | 提出書類 |
|-------------------------|-----|---------------------------------------------|
| 特定病院等で、医師の業務に従事しようとするとき | 借受人 | 医師業務従事開始届 (医師の業務に従事しようとする日の3か月前までに提出する。) |
| 特定病院等を退職するとき | 借受人 | 臨床研修中断等届(退職) 医師業務従事期間証明書 |

※ 年度途中で退職する場合は、年度中の勤務を証明するために、「医師業務従事期間証明書」を提出してください。

(4) 海外留学、出産・育児等で、医師の業務に従事しないとき

| 事由 | 届出者 | 提出書類 |
|---------------------------------|-----|----------|
| 一月を超える期間、病院で医師の業務に従事しないこととするとき。 | 借受人 | 臨床研修中断等届 |

(5) 返還の免除

修学資金の債務の要件を満たし、返還の免除を受けようとするものは、修学資金返還免除申請書を知事に提出しなければなりません。

| 返還免除の要件 | 提出者 | 提出書類 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------|
| (長期支援コース・ふるさと医師支援コース修学資金) 大学を卒業した日から修学資金の貸付期間の1.5倍に4年を加えた期間を経過する日までに、貸付期間の1.5倍に相当する期間、特定病院等において医師の業務に従事し、又は県内において臨床研修（2年間を超える部分を除く。）を受け、かつ、特定病院等で医師の業務に従事したとき。 | 借受人 | 修学資金返還免除申請書 |
| (集中支援コース修学資金) 大学を卒業した日から4年を経過する日までに、4年間、県内において臨床研修を受け、かつ、特定病院等の特定診療科において医師の業務に従事したとき。 | | |

※ 具体的な返還の免除要件については、「13 返還の免除要件」（5ページ）を参照してください。

(6) 次の事由に該当する場合は、届出が必要になります。

| 事由 | 届出者 | 提出書類 |
|---------------------|----------------|-----------------------------|
| 借受人の氏名又は住所に変更があったとき | 借受人 | 氏名（住所）変更届 |
| 連帯保証人を変更するとき | 借受人（新連帯保証人も連署） | 連帯保証人変更届 変更後の連帯保証人の印鑑証明書 |
| 連帯保証人の住所に変更があったとき | 借受人（連帯保証人も連署） | 連帯保証人変更届 |

病気、事故等が生じた場合

(1) 修学資金の返還、返還猶予、返還免除（全部又は一部）

| 事由 | | 届出人 | 提出書類 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------|
| ① | 特定病院等で医師の業務に従事する期間、又は臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき（全部免除） | 借受人 | 修学資金返還免除申請書 左の事由に該当することを証する書類 |
| ② | ①のほか、借受人が、死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったとき。（全部又は一部免除） | | |
| ③ | ①、②のほか、災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき | 借受人 | 修学資金返還猶予申請書 左の事由を証する書類 |
| ④ | 特定病院等での勤務により返還の債務の免除を受ける前に死亡し、又は返還の債務の免除を受けることができないことが確定したとき | 借受人 又は 借受人の 相続人 | 修学資金返還届 |

(2) 利子の減免

| 減免事由 | 申請者 | 提出書類 |
|--------------------------------------|-----|-----------|
| 返還すべき日までに返還しなかったことについて、やむを得ない事由があるとき | 借受人 | 延滞利子減免申請書 |

(3) 借受人が死亡したとき

借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、連帯保証人と連署の上、「借受人死亡届」を知事に提出してください。

(1) 義務年限について

問 義務年限はどのように算方しますか。

答 義務年限の計算は、「月数」によります。例えば、4月15日から4月30日までの15日間勤務した場合、「1月」として数えます。

問 2年次から貸付を受けた場合、義務年限はどのようになりますか。

答 義務年限は、7年6カ月となります。そのうち「地域の病院」には、2年6カ月の勤務となります。

(2) 初期臨床研修について

問 初期臨床研修病院はどのように選択すればいいですか。

答 マッチングによる対応となります。県内で実施しようとする場合は、県内の基幹型臨床研修病院の研修プログラムを選択してください。なお、集中支援コースの場合は、県外での実施は認められません。

問 県外の基幹型臨床研修病院に所属しているが、千葉県内の病院での研修期間がある場合、その期間は義務年限に認められますか。

答 認められません。なお、県内の基幹型臨床研修病院に所属しながらも、県外での研修期間がある場合、その期間は義務年限に認められます。

(3) 後期研修について

問 後期研修病院は、どのように選択すればよいのですか。

答 県内の病院に勤務する場合は、大学附属病院や民間病院等を含めて、自由に選択することができます。ただし、県外病院の場合は、義務年限に算定されません。

集中支援コースの場合は、初期臨床研修が終了した直後の2年間、大学附属病院や民間病院等を含めて病院は自由に選択できますが、特定診療科（内科・外科・小児科・産婦人科・産科・救急科・麻酔科）のいずれかで従事しなければなりません。

問 長期支援コース・ふるさと医師支援コースの場合、従事する診療科の指定はありますか。

答 集中支援コースと異なり、診療科の指定はありませんが、義務年限中に「地域の病院」で従事することを視野に入れ、地域で医療需要の高い診療科に従事して頂きたいと思います。将来の具体的な診療科や勤務先について、大学や県などと相談しながら、選択くださるようお願いいたします。

(4) 「知事が定める病院等」での勤務について

問 「地域の病院」はどのように選択すればよいのですか。

答 県が提示した「地域の病院」の一覧から選択していただきます。具体的な病院や診療科については、ご本人の希望や病院側のニーズを踏まえ、病院、大学、県などと相談しながら決めていきます。

問 「知事が定める病院等」において、例えば、夜間の当直のみの勤務や、週1回の外来診療などで勤務する場合でも、義務年限に認められますか。

答 基本的に、常勤医師（原則として、病院で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者）として勤務してください。

問 日中は「知事が定める病院等」で勤務しながら、夜間や休日を利用して大学院に通っている場合、義務年限に算定されますか。

答 知事が定める病院等で医師の業務に従事している場合には、義務年限に認められます。なお、病院を退職するなどして一旦業務から離れ、大学院のみの在籍となる場合には、猶予期間の扱いとなります。（最大4年間まで）

(5) 返還に関すること

問 返還の免除要件を満たす前に、出産や病気のために医師の業務に従事できない場合、ただちに返還しなければなりませんか。

答 長期支援コース・ふるさと医師支援コースで6年間貸付を受けた方は、出産・育児等により勤務できない期間があっても、医師免許取得後から13年を経過するまでに、9年間、知事が定める病院に勤務すれば、返還免除を受けられます。

なお、集中支援コースの場合は、病気、負傷、妊娠、出産、育児等の正当な理由がある場合には、1年間までは認められます。

問 病院を退職するなどして、返還免除の要件を満たさなかった場合、勤務した期間に応じて、返還金額が減額されますか。（例えば、義務年限9年間のところ、3年間しか勤務しなかった場合、返還金額のうち、3分の1は納めなくてよいのか。）

答 返還免除を受けるために必要な期間の勤務を行わなかった場合には、それまでの勤務期間に関わらず、貸付金額の全額を一括して返還していただきます。勤務期間に応じた一部免除等はありません。

問 貸付金を返還する場合、利息がつくのか。

答 付きません。返還すべき日までに返還しなかった場合は、延滞利子が付きます。

(6) 千葉県地域医療支援センターについて

問 千葉県地域医療支援センターでは、どのような支援をしているのですか。

答 医学生を対象として、県内の臨床研修病院に関する合同説明会を開催しています。また、初期・後期研修等の「研修情報」のサービス・支援として、研修プログラムのご案内や病院の情報を提供し、県内病院の見学を希望する医学生や研修医の見学をサポートしています。

さらに、「キャリアアップ」の支援として、医師修学資金受給者の義務年限中におけるキャリア形成を踏まえた勤務先のアドバイス、シミュレーション機器を用いたハンズオンセミナー等の開催、働きながら育児や職場復帰を考えている女性医師等への生涯にわたる支援を行っています。

詳しくは、ホームページ <http://www.chiba-cmsc.org/index.html> をご覧ください。

(7) その他

問 本制度の貸付対象である大学医学部に入学しました。本制度を申請したいのですが。

答 長期支援コースでは、申請に際して大学の推薦書が必要となります。大学内で選考の上、大学の推薦を受けた方が申請することができます。

ふるさと医師支援コースは、募集年度の「ふるさと医師支援コース募集要項」をご覧ください。

問 連帯保証人2名について

答 成年者で独立の生計を営むものとしています。例えば、両親が同居している場合は、両者を連帯保証人とすることは認められません。

申請者が未成年の場合は、連帯保証人1名を法定代理人（一般的には、親、親権者）としてください。

問 在学中に留年・休学した場合は、貸付けは取り消されるのですか。

答 留年・休学により貸付けが取り消されることはありません。ただし、留年した場合でも、貸付けは正規の修業期間分のみとなります。また、基本的に、休学中においては、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、貸付けを行いません。

問 医師国家試験が不合格だとどうなりますか。

答 返還が免除されるためには、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年3月以内に医師の免許を取得しなければいけないので、現行の医師国家試験の下、連続2回不合格になると、貸付金を返還していただくことになります。

問 本人が死亡してしまった場合はどうなりますか。

答 現実にかきた際に、個々の状況で判断します。

一般的には、「医師の業務に従事する期間又は初期臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき返還免除されます。また、借受人が死亡し、又は災害、病気その他

やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することがあります。」

16 住基ネットを使用した本人情報の確認について

本制度の貸付を受けている方等については、住所に変更があった場合に、「氏名（住所）変更届」を提出していただきますが、転居後（入籍等の後）も変更届の提出がない場合には、平成25年4月1日から、住基ネットを利用して住所調査を行います。

○ 調査の対象となる人

- ・借受人
- ・連帯保証人

○ 調査を行うとき

借受人や連帯保証人が、本制度に規定する必要な届出を行っていないため、県から通知を出したが、宛先不明で戻ってくる場合

○ 調査の内容

- ・氏名、住所の変更の事実の確認
- ・生存の事実の確認

千葉県医師修学資金貸付条例

平成二十年十月二十一日

条例第四十五号

改正 平成二十一年 三月 六日条例第一八号 平成二十二年 三月二六日条例第一三号

千葉県医師修学資金貸付条例

(目的)

第一条 この条例は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（以下「大学」という。）において医学を履修する課程（同法第九十七条に規定する大学院において医学を履修する課程を除く。以下同じ。）に在学している者に対し、予算の範囲内で大学における修学に要する資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、県内において医師の業務に従事しようとする者を確保し、もって本県における安定的な医療の提供体制の整備を図ることを目的とする。

一部改正〔平成二十二年条例一三号〕

(貸付けの対象)

第二条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める修学資金を貸し付けることができる。

一 大学（県外に所在する大学にあっては、知事が定めるものに限る。）において医学を履修する課程に在学している者であって、将来県内の病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするもの 長期支援コース修学資金

二 県内に所在する大学において医学を履修する課程に在学している者であって、将来県内の病院又は診療所において特に充実する必要がある診療科として規則で定めるもの（以下「特定診療科」という。）の業務に従事しようとするもの 集中支援コース修学資金

2 前項の規定にかかわらず、知事は、長期支援コース修学資金の貸付けを受けようとする者又は貸付けを受けた者に対しては、集中支援コース修学資金を貸し付けることができない。

3 第一項の規定にかかわらず、知事は、集中支援コース修学資金の貸付けを受けようとする者又は貸付けを受けた者に対しては、長期支援コース修学資金を貸し付けることができない。

全部改正〔平成二十一年条例一八号〕、一部改正〔平成二十二年条例一三号〕

(貸付金額等)

第三条 修学資金の貸付金額は、次の表のとおりとする。

| 区分 | 貸付金額 |
|-------------|-----------------------------------|
| 長期支援コース修学資金 | 月額二十万円（私立の大学に在学している者にあつては、月額三十万円） |
| 集中支援コース修学資金 | 月額五万円 |

2 修学資金は、無利子とする。

一部改正〔平成二十一年条例一八号・二十二年一三号〕

(貸付期間等)

第四条 修学資金の貸付期間は、次条第二項の規定による貸付けの決定の通知において定められる月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者に係る正規の修業期間を経過する日の属する月までの期間とし、毎月本人に貸し付けるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸付けの申請及び決定)

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人二名を立て、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、選考の上、貸付けの可否を決定し、その旨を本人に通知するものとする。

(貸付けの決定の取消し等)

第六条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、前条第二項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、知事は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

一 死亡したとき。

二 退学したとき。

三 心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。

四 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

五 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。

2 知事は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は当該処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないことができる。

3 知事は、借受人が正当な理由がなく、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(返還)

第七条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、借り受けた修学資金を返還しなければならない。

一 貸付期間が満了したとき。

二 前条第一項の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

三 次条第一項の規定により返還の債務の免除を受ける前に、死亡し、又は同項の規定による返還の債務の免除(同項第一号又は第二号に該当する場合に限る。第九条第二号において同じ。)を受けることができないことが確定したとき。

一部改正〔平成二一年条例一八号〕

(返還の免除)

第八条 知事は、借受人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該借受人に係る修学資金の返還の債務を免除するものとする。

一 長期支援コース修学資金の借受人が、医師の免許を取得した日から起算して修学資金の貸付期間(当該期間のうち貸付けを受けなかった期間を除く。)の二分の三に相当する期間(以

下「返還免除期間」という。)に四年を加えた期間を経過する日までに、返還免除期間に相当する期間、特定病院等(借受人ごとに知事が定める病院又は診療所をいう。以下同じ。)において医師の業務(臨床研修(医師法(昭和三十二年法律第二百一十号)第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)に従事し、又は県内において臨床研修(臨床研修を受けた期間が二年に達した日以後の臨床研修を除く。以下同じ。)を受け、かつ、特定病院等において医師の業務に従事したとき。ただし、当該借受人に係る正規の修業期間を経過する日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったとき(休学その他の正当な事由があると知事が認めた場合を除く。)を除く。

二 集中支援コース修学資金の借受人が、医師の免許を取得した日から起算して四年(病気、負傷、妊娠、出産、育児その他の正当な事由があると知事が認めた場合にあっては、四年に当該事由により臨床研修を受け、又は医師の業務に従事することができなかった期間(当該期間が一年に達した日以後に当該事由により臨床研修を受け、又は医師の業務に従事することができなかった期間を除く。)を加えた期間)を経過する日までに、四年間、県内において臨床研修を受け、かつ、特定病院等の特定診療科において医師の業務に従事したとき。ただし、前号ただし書に規定する場合を除く。

三 前各号に規定する医師の業務に従事する期間又は前各号に規定する臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、借受人が、死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔平成二十一年条例一八号〕

(返還の猶予)

第九条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

一 第六条第一項の規定により修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき。

二 前条第一項の規定による返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。

三 前条第一項第三号及び第二項に規定する場合を除くほか、災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。

一部改正〔平成二十一年条例一八号〕

(延滞利子の徴収)

第十条 借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合をもって計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。ただし、その計算して得た額が百円未満の場合は、この限りでない。

2 知事は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利子を減免することができる。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

一部改正〔平成二二年条例一三号〕

(失効に伴う経過措置)

3 この条例の失効前に第五条第二項の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十一年三月六日条例第十八号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年三月二十六日条例第十三号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

千葉県医師修学資金貸付条例施行規則

平成二十一年三月三十一日

規則第二十七号

改正 平成二四年 三月三〇日規則第三八号

千葉県医師修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県医師修学資金貸付条例(平成二十年千葉県条例第四十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第二条第一項第二号の規則で定める診療科)

第二条 条例第二条第一項第二号の規則で定める診療科は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 内科
- 二 外科
- 三 小児科
- 四 産婦人科
- 五 産科
- 六 救急科
- 七 麻酔科

(申請手続)

第三条 条例第五条第一項の規定により修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、修学資金貸付申請書(別記第一号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 誓約書(別記第二号様式)
- 二 推薦書(別記第三号様式)
- 三 連帯保証人の印鑑証明書
- 四 健康診断書

(連帯保証人)

第四条 条例第五条第一項に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むもの(修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、当該未成年者の法人である法定代理人を含む。)とし、修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、そのうち一名を法定代理人としなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があったときは、速やかに連帯保証人変更届(別記第四号様式)を知事に提出しなければならない。

3 前項の連帯保証人変更届には、連帯保証人を変更する場合にあっては、変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

一部改正〔平成二四年規則三八号〕

(貸付決定取消事由等の届出)

第五条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 大学を退学するとき。 大学退学届（別記第五号様式）
 - 二 研修資金の貸付けを受けることを辞退するとき。 修学資金貸付辞退届（別記第六号様式）
 - 三 大学を休学し、又は停学の処分を受けたとき。 大学休学（停学）届（別記第七号様式）
 - 四 大学に復学し、又は停学期間が満了したとき。 大学復学（停学期間満了）届（別記第八号様式）
 - 五 臨床研修を開始し、修了し、休止し、又は再開したとき。 臨床研修開始等届（別記第九号様式）
 - 六 医師の免許を取得した年の四月中に臨床研修を開始しないこととするとき、臨床研修を中断するとき、特定病院等を退職するとき、又は一月を超える期間特定病院等で医師の業務に従事しないこととするとき。 臨床研修中断等届（別記第十号様式）
- 2 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、連帯保証人と連署の上、借受人死亡届（別記第十一号様式）を知事に提出しなければならない。
- （医師業務従事開始届の提出）
- 第六条 借受人（特定病院等を退職した者又は臨床研修が修了した後特定病院等において医師の業務に従事しなかった者に限る。）は、特定病院等で医師の業務に従事しようとするときは、医師の業務に従事しようとする日の三月前までに、医師業務従事開始届（別記第十二号様式）を知事に提出しなければならない。
- （返還届の提出）
- 第七条 条例第七条の規定により修学資金を返還しようとする者は、修学資金返還届（別記第十三号様式）を知事に提出しなければならない。
- （返還免除の申請）
- 第八条 条例第八条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（別記第十四号様式）を知事に提出しなければならない。
- （業務従事期間等の計算）
- 第九条 条例第八条第一項に規定する医師の業務に従事する期間及び臨床研修を受けた期間の計算は、月数による。
- （返還猶予の申請）
- 第十条 条例第九条の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第十五号様式）を知事に提出しなければならない。
- （延滞利子の減免申請）
- 第十一条 条例第十条第二項の規定により延滞利子の減免を受けようとする者は、延滞利子減免申請書（別記第十六号様式）を知事に提出しなければならない。
- （借用証書の提出）
- 第十二条 借受人は、修学資金の貸付けの事実がやんだときは、直ちに修学資金借用証書（別記第十七号様式）を知事に提出しなければならない。
- （現況報告書の提出）
- 第十三条 借受人は、修学資金の返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年三月三十一日（次項において「現況報告基準日」という。）現在の現況報告書（別記第十八号様式）を当該年の四月三十日までに知事に提出しなければならない。

2 現況報告基準日以前一年内に特定病院等で医師の業務に従事した期間がある者は、前項の現況報告書に医師業務従事期間証明書（別記第十九号様式）を添付しなければならない。

（氏名等変更届の提出）

第十四条 借受人は、氏名又は住所に変更があったときは、直ちに氏名（住所）変更届（別記第二十号様式）を知事に提出しなければならない。

（連帯保証人の署名）

第十五条 借受人は、第三条、第四条及び第十二条に規定する申請書、届出書及び借用証書を知事に提出するときは、連帯保証人と連署の上、提出しなければならない。

（報告）

第十六条 知事は、修学資金の貸付けの目的を達成するため必要があると認めるときは、借受人に対し、大学における修学の経過及び結果その他の必要な事項に関し報告を求めることができる。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第三十八号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

修学資金貸付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者氏名 ㊟
 連帯保証人氏名 ㊟
 連帯保証人氏名 ㊟

修学資金の貸付けを受けたいので、千葉県医師修学資金貸付条例第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

| | | | | |
|---------------------|---------------------------------------------------|-----------------|-----|------------------|
| 申請者 | ふりがな 氏名 | | | |
| | 住所 及び電話番号 | 電話 () | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 (年齢 歳) | 大学名 | 大学医学部医学科 第 学年 |
| 修学資金の種類 | 長期支援コース修学資金 集中支援コース修学資金 (該当するものを○で囲んでください。) | | | |
| 貸付申請金額 | 円 | | | |
| 貸付申請期間 | 年 月から 年 月まで (修学期間 年 月から 年 月まで) | | | |
| 振込口座番号 (本人名義のもの) | 銀行 支店 預金種別(普通・当座) 口座番号 | | | |
| 希望する診療科 | | | | |

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあつては、様式中「連帯保証人氏名」とあるのは「連帯保証人名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入すること。

第二号様式

誓 約 書

私は、修学資金の貸付けを受けるに当たり、千葉県医師修学資金貸付条例及び千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定に従うことを誓約します。

年 月 日

千葉県知事 様

(申請者)

氏 名 ㊟

私どもは、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者の債務を連帯して負担します。

(連帯保証人)

住 所

氏 名 ㊟

職 業

生年月日 年 月 日生 (歳)

申請者との関係

電話番号

(連帯保証人)

住 所

氏 名 ㊟

職 業

生年月日 年 月 日生 (歳)

申請者との関係

電話番号

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあつては、様式中「氏名」とあるのは「名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入することとし、「職業」及び「生年月日 年 月 日生 (歳)」については記入しないこと。

第三号様式

推 薦 書

大学医学部医学科第 学年
申請者氏名

上記の者は、千葉県医師修学資金貸付条例第2条の規定に該当し、修学資金の貸付けを受ける者として適当と認められますので推薦します。

年 月 日

千葉県知事 様

大学の所在地

大学名

学長（学部長）氏名



第四号様式

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

千葉県知事 様

借 受 人 氏 名 ㊟

新連帯保証人氏名 ㊟

次のとおり連帯保証人を変更するので届け出ます。

- 1 新連帯保証人 住 所
氏 名
職 業
生年月日 年 月 日生 (歳)
本人との関係
電話番号
- 2 旧連帯保証人 氏 名
- 3 変更の理由

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあつては、様式中「氏名」とあるのは「名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入することとし、「職業」及び「生年月日 年 月 日生 (歳)」については記入しないこと。

大 学 退 学 届

年 月 日

千葉県知事 様

借受人氏名 ㊟

次のとおり大学を退学するので届け出ます。

| | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|----|
| 退 学 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 退 学 理 由 | | | |
| 貸付けを受けた期間 | 年 月から | 年 月まで | 箇月 |
| <p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 大学所在地 大学名 学長氏名 ㊟ </p> | | | |

注 借受人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第六号様式

修学資金貸付辞退届

年 月 日

千葉県知事 様

借受人氏名 印

次のとおり研修資金の貸付けを辞退したいので届け出ます。

| | | |
|-----------|-------------------------------------------------------|----|
| 研修資金の種類 | 1 長期支援コース修学資金 2 集中支援コース修学資金 (該当するものを○で囲んでください。) | |
| 辞 退 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 辞 退 理 由 | | |
| 貸付けを受けた期間 | 年 月から 年 月まで | 箇月 |

注 借受人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

大 学 休 学 (停 学) 届

年 月 日

千葉県知事 様

借受人氏名

印

次のとおり大学を休学する（停学の処分を受けた）ので届け出ます。

| | | |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----|
| 届 出 事 由 | 1 大学の休学 2 大学の停学 (該当するものを○で囲んでください。) | |
| 休学(停学)年月日 | 年 月 日 | |
| 休学(停学)期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 休学(停学)理由 | | |
| 貸付けを受けた期間 | 年 月から 年 月まで | 箇月 |
| <p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>大学所在地 大学名 学長氏名 印</p> | | |

注 借受人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

大学復学（停学期間満了）届

年 月 日

千葉県知事 様

借受人氏名

㊞

次のとおり大学に復学した（停学期間が満了した）ので届け出ます。

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 届 出 事 由 | 1 大学の復学 2 大学の停学期間の満了 (該当するものを○で囲んでください。) |
| 復学(停学期間満了) 年月日 | 年 月 日 |
| 休学(停学)期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| <p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>大学所在地 大学名 学長氏名</p> <p style="text-align: right;">㊞</p> | |

注 借受人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

臨床研修開始等届

年 月 日

千葉県知事 様

借受人氏名

㊞

次のとおり臨床研修を開始（修了・休止・再開）したので届け出ます。

| | |
|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 届 出 事 由 | 1 臨床研修の開始 2 臨床研修の修了 3 臨床研修の休止 4 臨床研修の再開 (該当するものを○で囲んでください。) |
| 開始（修了・休止・再開）年月日 | 年 月 日 |
| 休 止 理 由 | |
| 上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 病院（診療所）所在地 病院（診療所）名 病院（診療所）長氏名 | |

㊞

注 借受人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

臨床研修中断等届

年 月 日

千葉県知事 様

借受人氏名 ㊟

次のとおり臨床研修を中断する(医師の免許を取得した年の4月中に臨床研修を開始しないこととする・退職する・1月を超える期間特定病院等で医師の業務に従事しないこととする)ので届け出ます。

| | |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 届 出 事 由 | 1 臨床研修の中断 2 医師の免許を取得した年の4月中に臨床研修を開始しないこととする 3 退職 4 1月を超える期間医師の業務に従事しない (該当するものを○で囲んでください。) |
| 中断する(退職する・1月を超える期間医師の業務に従事しないこととする)年月日 | 年 月 日 |
| 中断する(医師の免許を取得した年の4月中に臨床研修を開始しないこととする・退職する・1月を超える期間医師の業務に従事しないこととする)理由 | |
| ※病院(診療所)長の証明 | 上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 病院(診療所)所在地 病院(診療名)名 病院(診療所)長氏名 ㊟ |

注

- ※印欄は、医師の免許を取得した年の4月中に臨床研修を開始しないこととするときは、記入する必要はない。
- 借受人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第十一号様式

借 受 人 死 亡 届

年 月 日

千葉県知事 様

借受人の相続人氏名 ㊟

連 帯 保 証 人 氏 名 ㊟

連 帯 保 証 人 氏 名 ㊟

次のとおり借受人が死亡したので、届け出ます。

1 借受人氏名

2 死亡年月日 年 月 日

3 貸付けを受けた修学資金の種類（該当するものを○で囲んでください。）

(1) 長期支援コース修学資金 (2) 集中支援コース修学資金

4 貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあっては、様式中「連帯保証人氏名」とあるのは「連帯保証人名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入すること。

医師業務従事開始届

年 月 日

千葉県知事 様

借受人氏名 ⑩

次のとおり医師の業務に従事したいので届け出ます。

| | |
|-----------------------|-------|
| 勤務開始予定年月日 | 年 月 日 |
| 臨床研修を受け、又は勤務した病院又は診療所 | |
| 希望する診療科 | |

注 借受人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

修 学 資 金 返 還 届

年 月 日

千葉県知事 様

借 受 人 氏 名 ⑩
(借受人の相続人氏名 ⑩)

修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還しますので届け出ます。

- 1 返還金額 金 円
- 2 修学資金の種類 (該当するものを○で囲んでください。
(1) 長期支援コース修学資金 (2) 集中支援コース修学資金
- 3 返還理由
- 4 返還期日 年 月 日
- 5 貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで

注 借受人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

修学資金返還免除申請書

年 月 日

千葉県知事 様

借受人氏名 ④
 (借受人の相続人氏名 ④)

修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還を免除されるよう申請します。

| | | | |
|-------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------|
| 修学資金の種類 | | 1 長期支援コース修学資金 2 集中支援コース修学資金 (該当するものを○で囲んでください。) | |
| 貸付けを受けた期間 | | 年 月 から 年 月 まで | |
| 貸付総額 | | 円 | |
| 免除申請の内容 | 免除申請額 | 円 | |
| | 免除申請理由 | | |
| 直近の業務従事等の状況 | 診療科 | 業務従事等期間 年 月 日から 年 月 日まで | |
| | 1月を超える期間医師の業務に従事しなかった期間 | 有 無 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| | 上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 病院(診療所)所在地 病院(診療所)名 病院(診療所)長氏名 ④ | | |

注

- 1 千葉県医師修学資金貸付条例第8条第1項第3号及び第2項の規定に該当する場合には、これらの規定に該当することを証する書類を添付すること。
- 2 借受人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

千葉県知事 様

借受人氏名 ㊟

修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還を猶予されるよう申請します。

| | | | |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|--|
| 修学資金の種類 | | 1 長期支援コース修学資金 2 集中支援コース修学資金 (該当するものを○で囲んでください。) | |
| 貸付けを受けた期間 | | 年 月から 年 月まで | |
| 猶予申請の内容 | 猶予申請額 | 円 | |
| | 猶予申請理由 | | |
| 業務従事等の状況 | 業務従事(修学・研修) | 業務(修学・研修)内容等 | |
| | 年 月から 年 月まで | | |
| | 上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 大学(病院又は診療所)所在地 大学(病院又は診療所)名 学長(病院長又は診療所長)氏名 ㊟ | | |

注

- 1 千葉県医師修学資金貸付条例第9条第3号の規定に該当する場合には、同号に規定する返還ができなくなったことを証する書類を添付すること。
- 2 借受人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

延滞利子減免申請書

年 月 日

千葉県知事 様

借受人氏名

次のとおり延滞利子の減免を受けたいので申請します。

- 1 減免申請額 金 円
- 2 修学資金の種類（該当するものを○で囲んでください。）
(1) 長期支援コース修学資金 (2) 集中支援コース修学資金
- 3 減免申請理由
- 4 返還期日 年 月 日
- 5 貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで

注 借受人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

修学資金借用証書

年 月 日

千葉県知事 様

借受人氏名 ㊟

連帯保証人氏名 ㊟

連帯保証人氏名 ㊟

次のとおり修学資金を借用いたしました。

1 借用金額 金 円

2 修学資金の種類（該当するものを○で囲んでください。）

（1）長期支援コース修学資金 （2）集中支援コース修学資金

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあっては、様式中「連帯保証人氏名」とあるのは「連帯保証人名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入すること。

現 況 報 告 書

年 月 日

千葉県知事 様

借受人氏名 ④

次のとおり 年3月31日現在の状況を報告します。

1 現住所

| | |
|-----|-----------------|
| 住 所 | 〒 電話 () |
|-----|-----------------|

2 大学、研修病院、勤務先等

| | |
|-------------|-----------------|
| 所 在 地 | 〒 電話 () |
| 名 称 | |
| 業 務 の 内 容 等 | |

医師業務従事期間証明書

借受人氏名

上記の者は、次のとおり医師の業務に従事したことを証明します。

1 医師の業務に従事した期間

年 月 日から

年 月 日まで

2 勤務した診療科

3 1月を超える期間医師の業務に従事しなかった期間の有無

有 無

4 3が有の場合は、その期間及び理由

年 月 日から 年 月 日まで

理由

年 月 日

千葉県知事 様

病院（診療所）所在地

病院（診療所）名

病院（診療所）長氏名

㊟

第二十号様式

氏 名 (住 所) 変 更 届

年 月 日

千葉県知事 様

借受人氏名 ㊟

次のとおり氏名（住所）を変更したので届け出ます。

1 新事項

| | |
|-----|-------------|
| 住 所 | 〒 電話 () |
| 氏 名 | |

2 旧事項

| | |
|-----|-------------|
| 住 所 | 〒 電話 () |
| 氏 名 | |

3 変更の理由

4 変更年月日 年 月 日

千葉県医師修学資金貸付条例（平成27年3月改正後）

平成二十年十月二十一日

条例第四十五号

改正 平成二十一年 三月 六日 条例第一八号 平成二十二年 三月 二六日 条例第一三号
平成二六年 三月 二五日 条例第一九号 平成二七年 三月 二〇日 条例第三一号
千葉県医師修学資金貸付条例

（目的）

第一条 この条例は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（以下「大学」という。）において医学を履修する課程（同法第九十七条に規定する大学院において医学を履修する課程を除く。以下同じ。）に在学している者に対し、予算の範囲内で大学における修学に要する資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、県内において医師の業務に従事しようとする者を確保し、もって本県における安定的な医療の提供体制の整備を図ることを目的とする。

一部改正〔平成二十二年条例一三号〕

（貸付けの対象）

第二条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める修学資金を貸し付けることができる。

一 大学（県外に所在する大学にあっては、知事が定めるものに限る。）において医学を履修する課程に在学している者であって、将来県内の病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするもの 長期支援コース修学資金

二 県外に所在する大学において医学を履修する課程に在学している者（県内に住所を有する者その他規則で定める者に限る。）であって、将来県内の病院又は診療所において医師の業務に従事しようとするもの ふるさと医師支援コース修学資金

2 前項の規定にかかわらず、知事は、長期支援コース修学資金の貸付けを受けようとする者又は貸付けを受けた者に対しては、ふるさと医師支援コース修学資金を貸し付けることができない。

3 第一項の規定にかかわらず、知事は、ふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けようとする者又は貸付けを受けた者に対しては、長期支援コース修学資金を貸し付けることができない。

全部改正〔平成二十一年条例一八号〕、一部改正〔平成二十二年条例一三号・二六年一九号〕

（貸付金額等）

第三条 修学資金の貸付金額は、次の表のとおりとする。

| 区分 | 貸付金額 |
|-----------------|-----------------------------------|
| 長期支援コース修学資金 | 月額十五万円（私立の大学に在学している者にあつては、月額二十万円） |
| ふるさと医師支援コース修学資金 | 月額十五万円 |

2 修学資金は、無利子とする。

一部改正〔平成二十一年条例一八号・二二年一三号・二六年一九号〕

（貸付期間等）

第四条 修学資金の貸付期間は、次条第二項の規定による貸付けの決定の通知において定められる月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者に係る正規の修業期間を経過する日の属する月までの期間とし、毎月本人に貸し付けるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（貸付けの申請及び決定）

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人二名を立て、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、選考の上、貸付けの可否を決定し、その旨を本人に通知するものとする。

（貸付けの決定の取消し等）

第六条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、前条第二項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、知事は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

一 死亡したとき。

二 退学したとき。

三 心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。

四 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

五 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。

2 知事は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は当該処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないことができる。

3 知事は、借受人が正当な理由がなく、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

（返還）

第七条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、借り受けた修学資金を返還しなければならない。

一 貸付期間が満了したとき。

二 前条第一項の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

三 次条第一項の規定により返還の債務の免除を受ける前に、死亡し、又は同項の規定による返還の債務の免除（同項第一号に該当する場合に限る。第九条第二号において同じ。）を受けることができないことが確定したとき。

一部改正〔平成二十一年条例一八号・二六年一九号〕

（返還の免除）

第八条 知事は、借受人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該借受人に係る修学資金の返還の債務を免除するものとする。

一 医師の免許を取得した日から起算して修学資金の貸付期間(当該期間のうち貸付けを受けなかった期間を除く。)の二分の三に相当する期間(以下「返還免除期間」という。)に四年を加えた期間を経過する日までに、返還免除期間に相当する期間、特定病院等(借受人ごとに知事が定める病院又は診療所をいう。以下同じ。)において医師の業務(臨床研修(医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)に従事し、又は県内において臨床研修(臨床研修を受けた期間が二年に達した日以後の臨床研修を除く。以下同じ。)を受け、かつ、特定病院等において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったとき(休学その他の正当な事由があると知事が認めた場合を除く。)を除く。

二 前号に規定する医師の業務に従事する期間又は同号に規定する臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、借受人が、死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔平成二十一年条例一八号・二六年一九号〕

(返還の猶予)

第九条 知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

一 第六条第一項の規定により修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき。

二 前条第一項の規定による返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。

三 前条第一項第二号及び第二項に規定する場合を除くほか、災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。

一部改正〔平成二十一年条例一八号・二六年一九号〕

(延滞利子の徴収)

第十条 借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合をもって計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。ただし、その計算して得た額が百円未満の場合は、この限りでない。

2 知事は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利子を減免することができる。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

一部改正〔平成二二年条例一三号〕

(失効に伴う経過措置)

3 この条例の失効前に第五条第二項の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成二十一年三月六日条例第十八号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二十二年三月二十六日条例第十三号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十六年三月二十五日条例第十九号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の千葉県医師修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県医師修学資金貸付条例の規定(第八条第一項第一号ただし書の規定を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の千葉県医師修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県医師修学資金貸付条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

千葉県医師修学資金貸付条例施行規則（平成26年3月改正後）

平成二十一年三月三十一日

規則第二十七号

改正 平成二四年 三月三〇日規則第三八号 平成二六年 三月二五日規則第一四号

千葉県医師修学資金貸付条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第二条第一項第二号の規則で定める者）

第二条 条例第二条第一項第二号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学に入学するために住所の変更をした者であって、当該変更をした日前の一年間県内に住所を有していたもの
- 二 県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六章に規定する高等学校、同法第七章に規定する中等教育学校の後期課程、同法第八章に規定する特別支援学校の高等部、同法第九章に規定する大学、同法第十章に規定する高等専門学校又は同法第十一章に規定する専修学校の高等課程を卒業し、又は修了した者

三 二親等以内の親族が県内に住所を有している者

全部改正〔平成二六年規則一四号〕

（申請手続）

第三条 条例第五条第一項の規定により修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に次の各号（長期支援コース修学資金の貸付けにあつては第五号を、ふるさと医師支援コース修学資金の貸付けにあつては第二号を除く。）に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 一 誓約書（別記第二号様式）
- 二 推薦書（別記第三号様式）
- 三 連帯保証人の印鑑証明書
- 四 健康診断書
- 五 在学証明書その他の申請者が大学に在学していることを証明する書類
- 六 その他知事が必要と認める書類

2 ふるさと医師支援コース修学資金の貸付けの申請をしようとする者が前項の修学資金貸付申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

- 一 県内に住所を有する者 住民票の写し
- 二 県外に住所を有する者 住民票の写し、卒業証明書その他の申請者が前条各号のいずれかに該当する者であることを確認できる書類として知事が認めるもの

一部改正〔平成二六年規則一四号〕

（連帯保証人）

第四条 条例第五条第一項に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むもの（修学資金

の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、当該未成年者の法人である法定代理人を含む。)とし、修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、そのうち一名を法定代理人としなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があったときは、速やかに連帯保証人変更届(別記第四号様式)を知事に提出しなければならない。

3 前項の連帯保証人変更届には、連帯保証人を変更する場合にあっては、変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

一部改正〔平成二四年規則三八号〕

(貸付決定取消事由等の届出)

第五条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

一 大学を退学するとき。 大学退学届(別記第五号様式)

二 研修資金の貸付けを受けることを辞退するとき。 修学資金貸付辞退届(別記第六号様式)

三 大学を休学し、又は停学の処分を受けたとき。 大学休学(停学)届(別記第七号様式)

四 大学に復学し、又は停学期間が満了したとき。 大学復学(停学期間満了)届(別記第八号様式)

五 臨床研修を開始し、修了し、休止し、又は再開したとき。 臨床研修開始等届(別記第九号様式)

六 医師の免許を取得した年の四月中に臨床研修を開始しないこととするとき、臨床研修を中断するとき、特定病院等を退職するとき、又は一月を超える期間特定病院等で医師の業務に従事しないこととするとき。 臨床研修中断等届(別記第十号様式)

2 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、連帯保証人と連署の上、借受人死亡届(別記第十一号様式)を知事に提出しなければならない。

(医師業務従事開始届の提出)

第六条 借受人(特定病院等を退職した者又は臨床研修が修了した後特定病院等において医師の業務に従事しなかった者に限る。)は、特定病院等で医師の業務に従事しようとするときは、医師の業務に従事しようとする日の三月前までに、医師業務従事開始届(別記第十二号様式)を知事に提出しなければならない。

(返還届の提出)

第七条 条例第七条の規定により修学資金を返還しようとする者は、修学資金返還届(別記第十三号様式)を知事に提出しなければならない。

(返還免除の申請)

第八条 条例第八条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書(別記第十四号様式)を知事に提出しなければならない。

(業務従事期間等の計算)

第九条 条例第八条第一項に規定する医師の業務に従事する期間及び臨床研修を受けた期間の計算は、月数による。

(返還猶予の申請)

第十条 条例第九条の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第十五号様式）を知事に提出しなければならない。

（延滞利子の減免申請）

第十一条 条例第十条第二項の規定により延滞利子の減免を受けようとする者は、延滞利子減免申請書（別記第十六号様式）を知事に提出しなければならない。

（借用証書の提出）

第十二条 借受人は、修学資金の貸付けの事実がやんだときは、直ちに修学資金借用証書（別記第十七号様式）を知事に提出しなければならない。

（現況報告書の提出）

第十三条 借受人は、修学資金の返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年三月三十一日（次項において「現況報告基準日」という。）現在の現況報告書（別記第十八号様式）を当該年の四月三十日までに知事に提出しなければならない。

2 現況報告基準日以前一年内に特定病院等で医師の業務に従事した期間がある者は、前項の現況報告書に医師業務従事期間証明書（別記第十九号様式）を添付しなければならない。

（氏名等変更届の提出）

第十四条 借受人は、氏名又は住所に変更があったときは、直ちに氏名（住所）変更届（別記第二十号様式）を知事に提出しなければならない。

（連帯保証人の署名）

第十五条 借受人は、第三条、第四条及び第十二条に規定する申請書、届出書及び借用証書を知事に提出するときは、連帯保証人と連署の上、提出しなければならない。

（報告）

第十六条 知事は、修学資金の貸付けの目的を達成するため必要があると認めるときは、借受人に対し、大学における修学の経過及び結果その他の必要な事項に関し報告を求めることができる。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第三十八号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十六年三月二十五日規則第十四号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

修学資金貸付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者氏名 ㊟

連帯保証人氏名 ㊟

連帯保証人氏名 ㊟

修学資金の貸付けを受けたいので、千葉県医師修学資金貸付条例第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

| | | | | |
|---------------------|-------------------------------------------------------|-----------------|-----|------------------|
| 申請者 | ふりがな氏名 | | | |
| | 住所及び電話番号 | 電話 () | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 (年齢 歳) | 大学名 | 大学医学部医学科 第 学年 |
| 修学資金の種類 | 長期支援コース修学資金 ふるさと医師支援コース修学資金 (該当するものを○で囲んでください。) | | | |
| 貸付申請金額 | 円 | | | |
| 貸付申請期間 | 年 月から 年 月まで (修学期間 年 月から 年 月まで) | | | |
| 振込口座番号 (本人名義のもの) | 銀行 支店 預金種別(普通・当座) 口座番号 | | | |
| 希望する診療科 | | | | |

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあっては、様式中「連帯保証人氏名」とあるのは「連帯保証人名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入すること。

修学資金貸付辞退届

年 月 日

千葉県知事 様

借受人氏名 ㊟

次のとおり研修資金の貸付けを辞退したいので届け出ます。

| | | |
|-----------|-----------------------------------------------------------|----|
| 研修資金の種類 | 1 長期支援コース修学資金 2 ふるさと医師支援コース修学資金 (該当するものを○で囲んでください。) | |
| 辞 退 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 辞 退 理 由 | | |
| 貸付けを受けた期間 | 年 月から 年 月まで | 箇月 |

注 借受人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

借 受 人 死 亡 届

年 月 日

千葉県知事 様

借受人の相続人氏名 ⑩
連 帯 保 証 人 氏 名 ⑩
連 帯 保 証 人 氏 名 ⑩

次のとおり借受人が死亡したので、届け出ます。

- 1 借受人氏名
- 2 死亡年月日 年 月 日
- 3 貸付けを受けた修学資金の種類（該当するものを○で囲んでください。）
（1） 長期支援コース修学資金 （2） ふるさと医師支援コース修学資金
- 4 貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあっては、様式中「連帯保証人氏名」とあるのは「連帯保証人名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入すること。

修 学 資 金 返 還 届

年 月 日

千葉県知事 様

借 受 人 氏 名 ㊟
(借受人の相続人氏名 ㊟)

修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還しますので届け出ます。

- 1 返還金額 金 円
- 2 修学資金の種類 (該当するものを○で囲んでください。
(1) 長期支援コース修学資金 (2) ふるさと医師支援コース修学資金
- 3 返還理由
- 4 返還期日 年 月 日
- 5 貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで

注 借受人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

修学資金返還免除申請書

年 月 日

千葉県知事 様

借受人氏名 ㊟

(借受人の相続人氏名 ㊟)

修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還を免除されるよう申請します。

| | | | |
|-------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------|
| 修学資金の種類 | | 1 長期支援コース修学資金 2 ふるさと医師支援コース修学資金 (該当するものを○で囲んでください。) | |
| 貸付けを受けた期間 | | 年 月 から 年 月 まで | |
| 貸付総額 | | 円 | |
| 免除申請の内容 | 免除申請額 | 円 | |
| | 免除申請理由 | | |
| 直近の業務従事等の状況 | 診療科 | 業務従事等期間 年 月 日から 年 月 日まで | |
| | 1月を超える期間医師の業務に従事しなかった期間 | 有 無 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| | 上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 病院(診療所)所在地 病院(診療所)名 病院(診療所)長氏名 ㊟ | | |

注

- 1 千葉県医師修学資金貸付条例第8条第1項第2号及び第2項の規定に該当する場合には、これらの規定に該当することを証する書類を添付すること。
- 2 借受人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

千葉県知事 様

借受人氏名 ㊟

修学資金の貸付けを受けましたが、次のとおり返還を猶予されるよう申請します。

| | | | |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--|
| 修学資金の種類 | | 1 長期支援コース修学資金 2 ふるさと医師支援コース修学資金 (該当するものを○で囲んでください。) | |
| 貸付けを受けた期間 | | 年 月から 年 月まで | |
| 猶予申請の内容 | 猶予申請額 | 円 | |
| | 猶予申請理由 | | |
| 業務従事等の状況 | 業務従事(修学・研修) | 業務(修学・研修)内容等 | |
| | 年 月から 年 月まで | | |
| | 上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 大学(病院又は診療所)所在地 大学(病院又は診療所)名 学長(病院長又は診療所長)氏名 ㊟ | | |

注

- 1 千葉県医師修学資金貸付条例第9条第3号の規定に該当する場合には、同号に規定する返還ができなくなったことを証する書類を添付すること。
- 2 借受人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第十六号様式

延滞利子減免申請書

年 月 日

千葉県知事 様

借受人氏名 ④

次のとおり延滞利子の減免を受けたいので申請します。

- 1 減免申請額 金 円
- 2 修学資金の種類（該当するものを○で囲んでください。）
（1）長期支援コース修学資金 （2）ふるさと医師支援コース修学資金
- 3 減免申請理由
- 4 返還期日 年 月 日
- 5 貸付けを受けた期間 年 月から 年 月まで

注 借受人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

修学資金借用証書

年 月 日

千葉県知事 様

借受人氏名 ㊟

連帯保証人氏名 ㊟

連帯保証人氏名 ㊟

次のとおり修学資金を借用いたしました。

1 借用金額 金 円

2 修学資金の種類（該当するものを○で囲んでください。）

(1) 長期支援コース修学資金 (2) ふるさと医師支援コース修学資金

注 連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあっては、様式中「連帯保証人氏名」とあるのは「連帯保証人名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入すること。

覚 え

| | | | | | | |
|--------------------------------------------------|----|------------|-----|-----|-----|-----|
| 連帯保証人 | 氏名 | | | | | |
| | 住所 | | | | | |
| | 氏名 | | | | | |
| | 住所 | | | | | |
| 貸付決定年月日 | | 平成 年 月 日 | | | | |
| 現況報告書提出年月日 (在学中) | | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 |
| 貸付金額(合計) | | | | | | |
| 借用証書提出年月日 | | 平成 年 月 日 | | | | |
| 卒業年月 | | 平成 年 月 | | | | |
| 医師免許取得年月日 | | 平成 年 月 日 | | | | |
| 返還猶予申請書提出年月日 | | 平成 年 月 日 | | | | |
| 現況報告書提出年月日 (卒業後) | | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 |
| | | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 | 年月日 |
| 返還免除申請書年月日 | | 平成 年 月 日 | | | | |
| 返還猶予の期限 (医師免許を取得した日から貸付期間の1.5倍の期間に、4年間を加えた期間) | | 平成 年 月 日まで | | | | |

- ※ 届出等を済ませた場合は、随時、上の表に記入してください。
- ※ また届出した書類は、コピーして保管するようにしてください。